

時代の風

加藤 陽子

東京大教授

震災と責任の丸投げ

陽光に照らされた木々の緑が美しい。日本の津々浦々に最も美しい季節が訪れようとしている。3月11日以来、被災者の救護や原発事故の沈黙化に不眠不休であったってきた方々には、どうか、季節の恩恵を顔を受け、体と心の極度の緊張を解いていただきたいと切に願う。

事物との距離をとり、対象を相対化すること。歴史を学ぶ者の鉄則だろう。だが私は、被災地の辛苦を動画で冷静に見ることがいまだにできない。ならば、ということでは私の目は、大震災直後からの新聞の切り抜きや緊急増刊された雑誌の報道へと向かう。掲載紙に甘い発言とみられたくないが、多くの雑誌の中で、たしかに「サンデー毎日 緊急増刊東日本大震災」(4月2日号)は、報道写真として歴史に残る仕事をしたと思われた。撮影者、撮影場所と共に、撮影の日時が分の単位

まで記載された写真集である。地震発生の一時間後には、津波が襲った宮城県石巻市や仙台新港をへりから撮影していた手塚耕一郎氏。その手塚氏によつて、3月12日午前8時16分に撮影された宮城県気仙沼市の鹿折地区の一枚の写真。地震で破壊され、津波で流され、火で焼かれた、車と

立憲的に動けぬ国家よ

の自治体首長らによる、集落単位の避難の受け入れ表明とその実行だったことは疑いなくある。95年の阪神大震災の際、あるいは04年の新潟県中越地震の際などに、全国から受けたい支援への恩返しといった形で申し出が多かった。

その一方で、問題を残した事例もあった。原発事故による放射線被害を避けるためなど、個人の発意や判断により、な情報提供や支援をなしえなかった。むしろ、役場自体が避難を余儀なくされた現状を考慮すれば、その対応を責めることはできない。だが、報じられたところでは、仮設住宅への応募、義援金配分などへの申請、児童・生徒の転校先のおっせんなど、各種の公的なサービス供与という点で、自らの判断で避難した人々への不利益・不公平はあつ

て配布された支援物資が、自宅にとどまった屋内退避者には当初、十分には配布されなかった事実もある。市への郵便や燃料の配達も止められた。成功の事例と問題を残した事例。共に住民に向き合ったのは、住民の生活に関与してきた市町村の首長であり、役場であり、地域の指導層であった点で変わりはない。成否を分けたのは、国が責任をも

て配布された支援物資が、自宅にとどまった屋内退避者には当初、十分には配布されなかった事実もある。市への郵便や燃料の配達も止められた。成功の事例と問題を残した事例。共に住民に向き合ったのは、住民の生活に関与してきた市町村の首長であり、役場であり、地域の指導層であった点で変わりはない。成否を分けたのは、国が責任をも

て配布された支援物資が、自宅にとどまった屋内退避者には当初、十分には配布されなかった事実もある。市への郵便や燃料の配達も止められた。成功の事例と問題を残した事例。共に住民に向き合ったのは、住民の生活に関与してきた市町村の首長であり、役場であり、地域の指導層であった点で変わりはない。成否を分けたのは、国が責任をも

スリート層根の残骸が、早朝の霧と余燼のなか一面に横たわ。静止した画像ゆえに、大災害の暴虐の力のありか、大災害の特質を凝縮して提示した。

早期に自主避難した人々に対して、彼らが元来属していた市役所や町村役場などは、十分たが、公的避難所の人々には

では、国が積極的になすべき問題群とは何だったのか。長谷部恭男・東京大教授の「憲法とは何か」(岩波新書)はそれを鮮やかに教える。日本国憲法は、思想の自由、信

何が悪かったのか。原子力災害対策特別措置法は、成立経緯からして、事故の責任を事業者者に適切に負わせることを主眼として書かれ、今回のような国家危機を想定して書かれてはいなかった。そのような法を無造作に適用し、地域の共同体を分断したことは、同法の目的とする、原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護する、とのう

求し、決定する態度が、国家に求められる。このような国家の姿勢を立憲主義という。今回の大災害において、国家は立憲主義的に振る舞わなかった。これが最大の問題点だろう。国は、原子力災害対策特別措置法に基づき、避難区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域等といった指定を行い、住民に避難を指示した。累積放射線量を考慮し、国が住民を避難させた、その決定は正しい。だが、この措置は福島第1原発周辺の住民の共同体意識を分断し、家族の心をも分断した。



手塚耕一郎撮影

て配布された支援物資が、自宅にとどまった屋内退避者には当初、十分には配布されなかった事実もある。市への郵便や燃料の配達も止められた。成功の事例と問題を残した事例。共に住民に向き合ったのは、住民の生活に関与してきた市町村の首長であり、役場であり、地域の指導層であった点で変わりはない。成否を分けたのは、国が責任をも

無断で転載・複写することを禁じます。